新潟県Ｕターン促進奨学金返還支援事業　Ｑ＆Ａ（令和５年３月現在）

目次

□目的、事業期間（Ｐ３）
①事業の目的は何ですか？
②事業はいつまで行われますか？

□支援対象者の要件（Ｐ３～４）
③新潟県の出身で、県外の高校に進学し卒業した場合は対象となりますか？
④最終学歴が短大や専門学校卒業の場合は対象となりますか？
⑤県内の高校を卒業後、大学に進学しましたが中退し、その後県外で１年間就業し、県内へのＵターン転職を検討しています。対象となりますか？
⑥県外の大学（等）に在学中で、来春の卒業後、新潟県にＵターンし就職することになりました。対象となりますか？
⑦大学（等）を卒業後、県外で２年間就業していましたが、雇用形態は非正規でした。その後、新潟県へＵターン転職した場合は対象となりますか？
⑧Ｕターン転職後の県内での就業先が、新潟県に本社を有する企業の新潟支店となりました。対象となりますか？
⑨県外企業を退職し、県内にＵターンし、４月から公務員として採用されることになりました。対象となりますか？
⑩大学（等）を卒業後、県外で３年間就業していましたが、その間住民票を移していませんでした。このたび新潟県へのＵターン転職が決まりましたが、対象となりますか？

□返還中の奨学金等の要件（Ｐ５）
⑪助成の対象となる奨学金等はどのようなものがありますか？また、それらの中でも、助成の対象とならない種類の奨学金はありますか？
⑫市町村から借り受けた奨学金は助成の対象となりますか？

□認定申請（Ｐ５～７）
⑬Ｕターン転職のため、４月１日に新潟県内に転入しました。いつまでに認定申請書を提出すればいいですか？
⑭10 月１日からの県内での就業が決まり、県外の就業先を退職した後、９月 15 日に県内に転入しました。転入後すぐに認定申請できますか？
⑮Ｕターンのため県外の就業先を退職し、県内にＵターンしました。現在県内で就業するため求職中ですが、認定申請書は提出できますか？
⑯添付書類「住民票の写し」は、市町村役場で交付を受けたものをコピーして添付するのですか？

⑰添付書類「奨学金等の借入総額及び返還計画がわかる書類」、「奨学金等の借入総額に支援対象外のものが含まれている場合は、その金額が分かる書類」、「就業した日の前年度末（３月 31 日）の奨学金等の残額が分かる証明書又は書類」は、どのようなものを添付すればいいでしょうか？

⑱添付書類「履歴書」は、決まった様式がありますか？

⑲添付書類「県外での就業期間が分かる退職証明書」は、どのような様式でしょうか？

□助成金の交付（Ｐ７～８）

⑳県内にＵターン転職した後、事業の支援対象者として認定を受けました。この後、特に何も手続きをしなくても助成金が交付されますか？

㉑助成金の額はどのくらいになりますか？

㉒奨学金の返還猶予を受けていますが、その場合、助成金は交付されますか？

㉓添付書類の「奨学金等の返還を証するもの及びその返還額（利息及び高等専門学校の１年から３年在学時に貸与されたものを除く。）が分かる明細書とはどのようなものを添付すればよいですか？

㉔県の支援に加え、在住の市町村からも返還支援を受けています。県の助成金は、交付されますか？

㉕助成金の振込先口座を、本人以外（親など）の口座を指定することはできますか？

㉖支援対象者として認定を受けた後、住所に変更が生じました。手続きは必要ですか？

□目的、事業期間

①事業の目的は何ですか？

○　本県の人口減少は若者の流出超過が大きな要因の一つとなっていることから、県外で一定期間の勤務経験を有する本県出身者がＵターン転職した場合に奨学金の返還を支援することにより、Ｕターンを促進することを目的としています。

②事業はいつまで行われますか？

○　支援者の認定は現在のところ、令和５年度までを予定しています。

令和６年３月 31 日までに

・県内への転入（住民票に記載の転入日で判断します）

・就業（内定は含みません）

・新潟県Ｕターン促進奨学金返還支援助成金支援対象者認定申請書の提出

が必要となります。

○　ただし、社会情勢の変化等により、実施期間を短縮又は延長する場合があります。

□支援対象者の要件

③新潟県の出身で、県外の高校に進学し卒業した場合は対象となりますか？

○　対象となりません。

本県出身者とは、新潟県内に所在する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程又は高等専門学校を卒業した者としています。

④最終学歴が短大や専門学校卒業の場合は対象となりますか？

○　対象となります。

下記のいずれか（新潟県内外は問いません。）を卒業した者が対象となります。

・専修学校の専門課程

・高等専門学校

・短期大学

・大学

・大学院

⑤県内の高校を卒業後、大学に進学しましたが中退し、その後県外で１年間就業し、県内へのＵターン転職を検討しています。対象となりますか？

○　対象となりません。

高等教育機関を卒業した者が対象となります。

⑥県外の大学（等）に在学中で、来春の卒業後、新潟県にＵターンし就職することになりました。対象となりますか？

○　対象となりません。

この事業は、県外で一定期間の勤務経験を有する社会人のＵターン促進を目的としているため、新卒Ｕターンは対象としていません。

⑦大学（等）を卒業後、県外で２年間就業していましたが、雇用形態は非正規でした。その後、新潟県へＵターン転職した場合は対象となりますか？

○　対象となります。

雇用形態を問わず、県外での就業期間が通算１年以上としています。ただし、県外での就業（勤務地）と就業期間を「退職証明書」で証明できることが条件となります。

⑧Ｕターン転職後の県内での就業先が、新潟県に本社を有する企業の新潟支店となりました。対象となりますか？

○　新潟県内限定での勤務を条件に雇用されている場合、対象となります。

⑨県外企業を退職し、県内にＵターンし、４月から公務員として採用されることになりました。対象となりますか？

○　対象となりません。

本事業では県内就業の職種として公務員を対象外としています。また、会計年度任用職員などの非常勤職員も同様に対象外となります。

⑩大学（等）を卒業後、県外で３年間就業していましたが、その間住民票を移していませんでした。このたび新潟県へのＵターン転職が決まりましたが、対象となりますか？

○　対象となりません。

住民票の写しにより県外から県内への転入の事実が確認できることが条件です。

□返還中の奨学金等の要件

⑪助成の対象となる奨学金等はどのようなものがありますか？また、それらの中でも、助成の対象とならない種類の奨学金はありますか？

○　大学等に在学中に修学のために貸与を受けたもので、現在返還中の次の奨学金等が対象です。

・日本学生支援機構の奨学金（第一種・第二種）
・新潟県奨学金（月額で貸与されたものに限る。）
・母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）
・生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

○　返還中の奨学金等を対象としていますので、返還が完了している場合は対象となりません。

○　上記奨学金等のうち、次のものは対象から除きます。

・日本学生支援機構奨学金の入学時特別増額貸与奨学金分、第二種奨学金の利息分
・新潟県奨学金の入学時一時金
・母子・父子・寡婦福祉資金の修学支度資金
・生活福祉資金貸付制度の修学支度費

⑫市町村から借り受けた奨学金は助成の対象となりますか？

○　対象となりません。

ただし、市町村独自の支援制度がある場合がありますので、各市町村役場にお問い合わせください。

□認定申請

⑬Ｕターン転職のため、４月１日に新潟県内に転入しました。いつまでに認定申請書を提出すればいいですか？

○　県内に転入した日から６か月以内に認定申請書を提出してください。

この場合の申請期限は、９月 30 日となります。

⑭10 月１日からの県内での就業が決まり、県外の就業先を退職した後、９月 15 日に県内に転入しました。転入後すぐに認定申請できますか？

○　県内の就業開始後に書類の提出をお願いします。

この場合の申請期限は、翌年の３月 14 日まで（転入日から６か月以内）となります。

⑮Ｕターンのため県外の就業先を退職し、県内にＵターンしました。現在県内で就業するため求職中ですが、認定申請書は提出できますか。

○　認定申請は、県内での就業開始後に提出してください。
　　申請期限、県内就業期限は、いずれも転入日から６か月以内です。

⑯添付書類「住民票の写し」は、市町村役場で交付を受けたものをコピーして添付するのですか？

○　市町村役場で交付されたそのものが「住民票の写し」ですので、コピーはせずに交付されたそのものを添付してください。コピーしたものを添付した場合は、添付書類として受け付けることができませんので、ご注意ください。

※電子申請を行う場合は、交付されたそのものを撮影しデータを添付してください。

⑰添付書類「奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類」、「奨学金等の借入総額に支援対象外のものが含まれている場合は、その金額が分かる書類」、「就業した日の前年度末（３月 31 日）の奨学金等の残額が分かる証明書又は書類」は、どのようなものを添付すればいいでしょうか？

○　日本学生支援機構奨学金

・<u>奨学金貸与証明書及び奨学金返還額証明書</u>

※奨学金返還額証明書は、期間を指定して発行を依頼。（返還開始から県内就業開始の前年度までの返還額）借入総額から期間を指定した返還額を差し引いて求められた額が、認定申請書に記載する返還残額となります。

※証明書の発行申請については、(独) 日本学生支援機構のホームページを参照してください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html

○　新潟県奨学金

・<u>返還台帳及び返還状況の証明書</u>

※発行については、新潟県教育庁高等学校教育課にお問い合わせください。

○　母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）

・<u>福祉資金貸付台帳（領収日の記載があるもの）</u>

※発行については、新潟県福祉保健部子ども家庭課またはお住まいの地域の県地域振興局健康福祉（環境）部にお問い合わせください。

※新潟市にお住まいの方は、各区役所の健康福祉課へご相談ください。

○　生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

・<u>（半年ごとに発行される）残額のお知らせ</u>

※発行については、貸付を受けた市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

⑱添付書類「履歴書」は、決まった様式がありますか？

○　特に決まった様式はありませんので、市販されている履歴書など一般的な様式により提出してください。

○　要件確認のため、氏名、現住所、生年月日、年齢、高校入学以降の学歴とすべての職歴を記入してください。

○　写真の貼り付けや趣味・特技欄、志望理由等の記載は不要です。

⑲添付書類「県外での就業期間が分かる退職証明書」は、どのような様式でしょうか。

○　特に様式の定めはありませんが、県外での就業期間を確認するため、次の項目について記載されている必要があります。

・退職者の氏名、生年月日
・就業期間
・勤務先の住所、事業所名

○　県外の前職場に依頼して、発行してもらってください。

※　参考：労働基準法

第 22 条第１項　労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の理由（退職の理由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

□助成金の交付

⑳県内にＵターン転職した後、事業の支援対象者として認定を受けました。この後、特に何も手続きをしなくても助成金が交付されますか？

○　助成金の交付を受けるためには、毎年度、必要な書類を添えて交付申請書（別記第６号様式）を県へ提出することが必要です。申請がない場合は、助成金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

㉑助成金の額はどのくらいになりますか？

○　助成金の申請を行う前年度に返還した奨学金等の額とし、年間 20 万円が上限です。（利息は除く。千円未満切り捨て。）

○　県内に転入・就業した日の属する年度の前年度末の奨学金等の返還残額の１／２が上限となり、総額の上限額は 120 万円です。

○　支援を受けることができる期間は、助成総額が支援上限額に達するまでとし、県内に転入し就業した日の属する年度の翌年度から最長６年間です。

㉒奨学金の返還猶予を受けていますが、その場合、助成金は交付されますか。

○　助成金の交付を受けることはできません。

○　助成額は、助成金の申請を行う前年度に返還した奨学金等の額となりますので、実際に返還した奨学金等がない場合は、助成できません。

㉓添付書類の「奨学金等の返還を証するもの及びその返還額（利息及び高等専門学校の１年から３年在学時に貸与されたものを除く。）が分かる明細書とはどのようなものを添付すればよいですか？

○　日本学生支援機構奨学金

・奨学金返還額証明書

（助成金の申請を行う前年度（４～３月）に期間を指定したもの）

○　新潟県奨学金

・前年度分の（新潟県公金）納入通知書県領収証書（納付済みのもの）の写し

○　母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）

・福祉資金貸付台帳（領収日の記載があるもの）

※発行については、新潟県福祉保健部子ども家庭課またはお住まいの地域の県地域振興局健康福祉（環境）部にお問い合わせください。

※新潟市にお住まいの方は、各区役所の健康福祉課へご相談ください。

○　生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

※発行については、貸付を受けた市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

㉔県の支援に加え、在住の市町村からも返還支援を受けています。県の助成金は、交付されますか？

○　「前年度において返還した奨学金等の額」に対して、市町村から交付を受けた額を差し引いて交付します。

㉕助成金の振込先口座を、本人以外（親など）の口座を指定することはできますか？

○　できません。

支援対象者本人の口座を指定してください。

ロその他

㉖支援対象者として認定を受けた後、住所に変更が生じました。手続きは必要ですか。

○　認定申請書の内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要となります。

○　別記第５号様式に必要事項を記入の上、提出してください。住所が変更になった場合は、住民票の写しを添付してください。